

各部長



2011年8月30日

町田市長 石 阪 丈 一

平成24年度（2012年度）予算編成方針について（通知）

2012年度の予算編成にあたっては、現在策定中の町田市基本計画「（仮称）まちだ未来づくりプラン」及びその実行計画である「（仮称）新5ヵ年計画」の確定（2011年12月）を前提に、2012年度「市政運営の基本的な考え方」並びに本方針に基づいて、各部内で十分に議論を尽くした上で編成されたい。

記

1 前提条件

(1) 「（仮称）新5ヵ年計画」の具体化

「（仮称）新5ヵ年計画」は、2012年度から2021年度までの10年間を展望し、将来のあるべき町田市の姿の実現に向けた取り組みの指針である町田市基本計画「（仮称）まちだ未来づくりプラン」を具体化するための2012年度から5年間の実行計画である。

「（仮称）新5ヵ年計画」の初年度として、目標達成に向けて2012年度に実施すべき事業を選択し、確実な一步を踏み出すこと。

(2) 「（仮称）新5ヵ年計画」における財政見通し

「（仮称）新5ヵ年計画」では、計画期間中である2012年度から2016年度までの財政見通しを明らかにしているが、5年間で74億円の収支不足が見込まれ、大変厳しい財政状況となっている。この収支不足額への対応として繰出金の削減、経常経費の縮減、市税徴収率の向上という3つの取り組みを掲げ、収支不足額の解消を図るものとしている。「（仮称）新5ヵ年計画」に掲げた重点事業を着実に推進するためには、これらの取組みは必要不可欠なものとなるので、各部において積極的に取り組むこと。

(3) 2012年度の財政見通し

2008年9月のリーマン・ショック以来、景気の低迷は続き、一部持ち直しの兆しが出てきた中で東日本大震災が発生した。未曾有の災害であったため、国は従前の財政計画の変更を余儀なくされているが、いまだ展望が開けていない状況である。

町田市では、2011年度の決算見込みにおいて、当初予算に計上した市税収入を確保することが困難な見通しである。さらに、普通交付税については2011年度も

交付されることとなった。

2012年度は、歳入においては、市税全体として2011年度の歳入見込額を下回る見込みであり、非常に厳しい状況である。

一方、歳出においては、後期高齢者医療事業会計及び介護保険事業会計などへの繰出金の増加、生活保護費・保育所運営費などの扶助費の増加は避けられず、前年度に比べて、全体として一般財源の需要の大幅な増加が見込まれる。

このように、2012年度の予算編成においては、多額の財源不足が生じることが見込まれるため、予算編成の前段階から引き続き臨時財政対策債の発行に頼らざるを得ない状況である。

このような、厳しい財政状況を、職員一人ひとりが認識した上で、既存事業を徹底的に見直して無駄な歳出の削減を図ることにより財源を捻出し、「(仮称)新5ヵ年計画」の目標を達成に向けて収支不足を解消していくほかはない。

(4) 2012年度「市政運営の基本的な考え方」

2012年度「市政運営の基本的な考え方」では、2012年度の市政運営の視点を「未来への第一歩」として、

ア 町田市基本計画「(仮称)まちだ未来づくりプラン」、 「(仮称)新5ヵ年計画」の着実な推進

イ 突発的な社会情勢や環境の変化に、柔軟かつ適切に対応できる組織編制

ウ 選択と集中による「今すべきこと」の重点的な実施

の3つの留意点を掲げている。予算編成に当たっては、厳しい財政状況を踏まえ、「(仮称)新5ヵ年計画」の実現を目指し、新たな着眼、柔軟な発想から既存事業の中止・廃止を含めた徹底的な事業の見直しを行うとともに、社会情勢や各種懇談会等の提言、監査指摘などを踏まえた事業の実施に取り組むこと。

2 基本方針

(1) 2012年度の予算編成における重点施策は、町田市基本計画「(仮称)まちだ未来づくりプラン」に定めた4つの基本目標《将来を担う人が育つまちをつくる》《安心して生活できるまちをつくる》《賑わいのあるまちをつくる》《暮らしやすいまちをつくる》の実現を目指すため、「(仮称)新5ヵ年計画」の重点事業プランに定めた施策とする。

(2) 町田市基本計画「(仮称)まちだ未来づくりプラン」に定めた3つの行政経営基本方針《市民と問題意識を共有し、ともに地域課題に取り組む》《市民の期待にこたえられる市役所の能力を高める》《いつでも適切な市民サービスが提供できる財政基盤を作る》を受けて具体的な取り組みを定めた「(仮称)新5ヵ年計画」の行政経営改革プランに基づき、事業の見直しを進める。

- (3) 2012年度「市政運営の基本的な考え方」を踏まえ事業に取り組む。なお、「いつでも適切な市民サービスが提供できる財政基盤を作る」のため創意工夫による経費節減、既存事業の見直しを徹底して財源を捻出することを原則とする。さらに、2011年8月19日改正の「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき利用料金等の見直しを進める。
- (4) 各事業予算については、年間総合予算として編成し、補正予算は原則として制度改正などの必要最小限のものに限定する。
- (5) 次の経費については、枠配分及びマイナスシーリングを実施する。義務的な扶助費等を除いた経常事業費について、一般財源枠配分方式とする。各部への一般財源枠配分額は、2010年度の決算額を基準として、原則4%削減して算定する。
- (6) 各部の創意工夫による経費節減や財源確保の取組を評価し、一定額を一般財源枠配分額に加算するインセンティブ予算方式を昨年度に継続して実施する。

3 実行方針

- (1) (仮称)新5ヵ年計画の具体化に向けた予算編成とするため、(仮称)新5ヵ年計画の重点事業、改革項目のうち、各部の所管になっているものについて、次の点を整理し、予算案に反映させること。
- ア 計画期間中における実施工程(年度別)
 - イ 2012年度における実施プラン
- (2) 2012年度の「部長の仕事目標」・「課の仕事目標」の作成を想定し、次の作業を行った上、その結果を予算案に反映させること。
- ア 2011年度「部長の仕事目標」・「課の仕事目標」の目標・取組項目の達成状況と次年度に向けた課題を明確にする。
 - イ 2012年度において、部・課が取り組むべき事項を重点化する。
 - ウ 新たな公会計制度の導入を意識し、月ごとの具体的な執行を想定する。
- (3) 各部長は、「新5ヵ年計画」及び「部長の仕事目標」等を踏まえ、「2012年度予算原案の基本的な考え方(調書)」を作成することを意識して、予算編成作業に取り組むこと。
- なお、10月下旬に予定している「市長・副市長説明」の際には、この調書を基に各部長から説明を受ける予定である。
- (4) 2011年8月19日改正の「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、使用料及び手数料、負担金等については、対象や料金水準が適正であるかどうかを再検討し、負担の公平性確保の観点と負担均衡の原則に立って適正化を図ること。

(5) 事業費の見積りにあたっては、単に経費の一律削減等による事業費の圧縮のみにとどまることなく、事業目的や成果目標に合わせて、既存事業をゼロベースから見直し、事業の廃止、縮小、統合を徹底的に進めること。

特に、所期の目的が達成された事業、民間で対応可能な事業、事業開始後長年経過している事業、費用対効果の低い事業等については、廃止、再構築を前提に、重点的に徹底した見直しを行うこと。

(6) 限られた財源を真に必要な事業に重点配分するため、事業の優先順位付けを行い、効率的に事業採択を行うこと。その際、行政関与の必要性が高く、より緊急性が高い事業、より費用対効果の高い事業を優先順位の上位とすること。

(7) 扶助費については、事業手法や給付水準等の見直し、検討を行った上で、対象者や扶助額について徹底した精査を行い、漫然と予算の肥大化を招くことのないよう、適正な制度運用を行うこと。

特に、市の単独事業については、制度そのものの継続の合理性等を必ず整理の上、必要に応じ制度改正を積極的に検討すること。

(8) 施設等の建設にあたっては、基本計画の段階から、運営体制、周辺との調和をはじめ、機能面、維持管理面に配慮すること。また、国・都の補助基準単価や、後年度の維持管理経費に留意し、経済性について十分検討を行うこと。

なお、施設等の修繕についても、一時に多大な費用を要することのないよう計画的に行うこと。

(9) 「平成22年度包括外部監査報告書」で示された施設の管理運営について見直しを行う。監査対象施設はもとより、監査対象とならなかった施設についても、監査の視点を参考に、施設の有効利用、管理運営コスト等について精査・検証し、徹底した見直しを行い、予算見積書に必ず反映させること。

(10) 歳入の見積りにあたっては、財源を的確に把握し、更なる収入の確保を図ること。

ア 市税については、引き続き徴税努力を傾注すること。

イ 財産収入については、現在、有効活用が図られていない市有財産（土地・建物）の活用を十分に検討し、未利用市有地の積極的な売却や貸付を図ること。

ウ 各種債権について収入額の目標を設定するなど確実に未収金を減らすための対策を進めること。私債権については、2010年10月1日から施行された私債権管理条例に基づき、未収私債権の適切な回収に積極的に取り組むこと。

(11) 国・都の補助事業については、一括交付金など予算編成の動向に留意し、補助対象となるものは漏れのないように補助要望すること。また、補助制度の変更等に的確に対応すること。さらに、補助事業であることを理由に安易に事業採択を行い、結果として多額の一般財源の持ち出しを招かぬよう留意すること。

なお、補助の打ち切り、負担・補助割合の変更等があった場合は、事業の打ち切り、縮小を行うこと。

(12) 「地域主権改革」に伴う権限移譲事務については、東京都及び関連部署と十分調整し、歳出のみならず、歳入についても移譲された権限に見合う十分な対応を求め適切な予算措置を行うこと。

(13) 特別会計については、一般会計に準じて予算編成するものとし、厳しく節減に努めること。

また、財源を安易に一般会計に依存することなく、国・都補助金の獲得、自主財源の確保に努力し、より効率的な運用に努めること。

(14) 2012年7月に新庁舎へ移転するにあたり、市民サービスの低下を招かぬよう移転にかかる費用、現状復旧費など適切に見積もること。さらに、移転のメリットを市民に還元できるよう従来の仕事のやり方を見直し、事業効率を上げるとともに経費節減に取り組むこと。